

日本赤十字社千葉県支部

# 中期事業計画

令和2年度～令和4年度

## 日本赤十字社の使命

わたしたちは、  
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、  
いかなる状況下でも、  
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

## わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

## わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、  
人道の実現のために、  
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、  
人の痛みや苦しみに目を向け、  
常に想像力をもって行動します。

# 計画の策定にあたって

## 1 策定の趣旨

日本赤十字社は、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」ことを使命として、様々な赤十字事業を展開しています。

近年、日本各地で災害が多発しており、令和元年度には、台風15号や台風19号、令和元年10月の豪雨災害などの大規模災害により、県内の広い地域が被災しました。

これらの災害に対し、日本赤十字社千葉県支部は、医療救護班の派遣や救援物資の配布、赤十字ボランティアによる災害非常食の炊き出しなどの被災地支援に努めたところです。

また、本県においては、近い将来、首都直下地震や東方沖地震などの大規模地震の発生も危惧されています。

さらに、少子高齢化や人口減少の進展に伴い、医療・福祉ニーズの増大や子どもたちを取り巻く環境の変化など、様々な問題も生じています。

このような状況において、県民皆が健康で安心して安全に暮らせる社会の実現に向け、千葉県支部が着実に使命を果たしていくためには、現状を認識したうえで課題を整理し、達成目標を掲げて事業を推進していくことが必要です。

そこで、期間内に計画的に事業を推進するために、3か年間の中期事業計画を策定することとしました。

## 2 計画の位置づけ

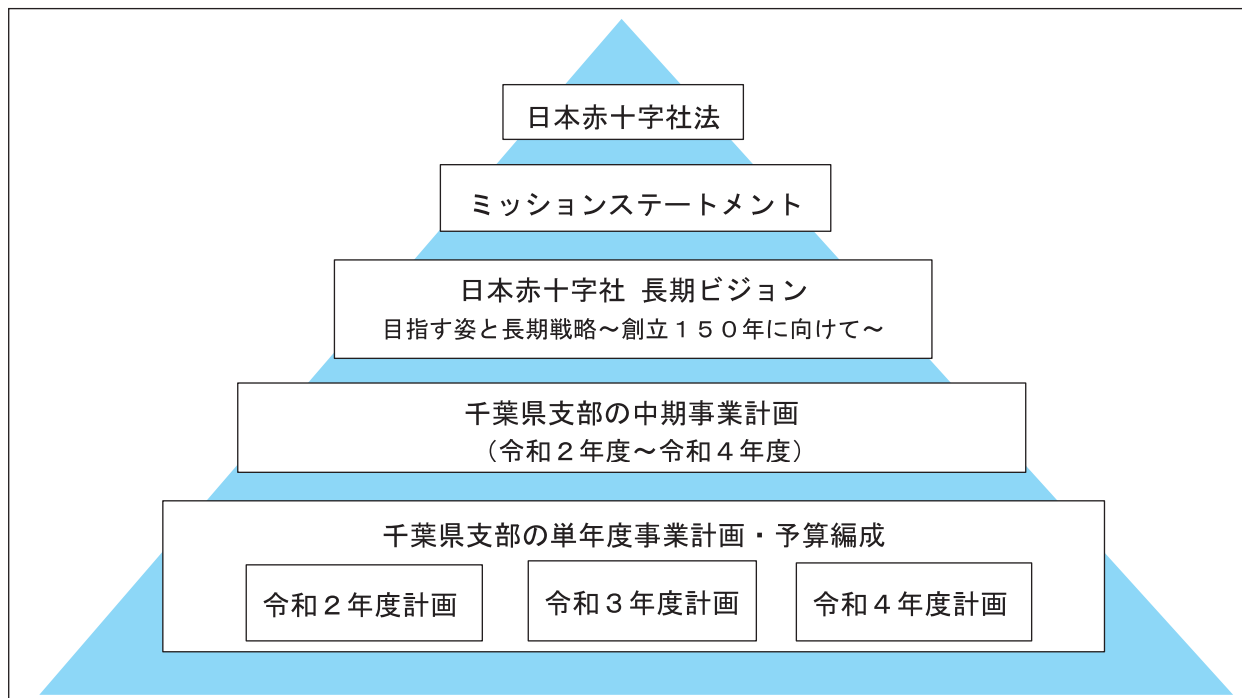
本計画は、千葉県支部の事業推進の道しるべとなるもので、当支部が目指す3年後の姿や達成目標、推進事業を取りまとめたものです。

本計画の策定にあたっては、日本赤十字社法やミッションステートメント、日本赤十字社本社が策定した長期ビジョンを踏まえて一貫性があるものとし、当支部の単年度事業計画や予算編成に繋げるものとししました。(計画の位置づけ図を参照)

## 3 計画期間

令和2年度から4年度までの3か年間

計画の位置づけ図



## 4 計画の構成と骨子

本計画の構成は、千葉県支部が目指す3年後の姿に向けて、5つの視点から「柱」を立て、1から10までの「プロジェクト」において、達成すべき目標を掲げて、推進していく事業を体系的に整理しました。

### 目指す姿

千葉県民の信頼と共感を得ながら  
皆が健康で安心して安全に暮らせる社会の実現に向けて  
赤十字としての使命を着実に果たしていく



### 5つの柱

柱Ⅰ	<b>災害に備える</b> 地震や集中豪雨等の自然災害から、県民の安全・安心を守るために、災害救護体制の充実・強化を推進するとともに、地域における防災対応力の向上を推進します。
柱Ⅱ	<b>いのち・健康・安全を守る</b> 救急法等講習会を通じて救命・健康・安全意識の向上を図るとともに、超少子高齢社会を地域で支える活動を支援します。また、赤十字唯一の義肢製作所として、身体に障がいがある者の自立生活をサポートします。
柱Ⅲ	<b>人の力を集める</b> よりよい地域社会を実現するため、赤十字活動を担う赤十字ボランティアの育成強化を推進します。また、教育現場のニーズに即した青少年赤十字活動を行い、豊かな心をもった青少年の育成強化を推進します。
柱Ⅳ	<b>世界とつながる</b> 世界各地で発生する自然災害の被災者や紛争の被害者に対し、緊急救援から復興支援、開発協力支援に至るまで、資金的援助や人的支援を行います。また、国際救援・開発協力要員の養成や子どもたちの国際交流を推進します。
柱Ⅴ	<b>赤十字を知ってもらう</b> 赤十字活動を知ってもらい、赤十字に共感する人を増やすため、広報紙やイベントの開催、インターネットを活用した広報等の充実・強化に努めます。また、赤十字活動の基盤となる活動資金協力への取り組みを強化します。

## 計画の骨子

柱	プロジェクト	達成目標
Ⅰ 災害に備える	<b>プロジェクト1</b> 災害救護体制の充実・強化	○医療救護班の災害対応力の向上 ○医療救護コーディネータ力の向上 ○災害時に必要な施設や資機材の計画的な整備 ○被災者ニーズに応じた災害救援物資の見直し ○災害ボランティアセンターの運営強化
	<b>プロジェクト2</b> 地域における防災対応力の向上	○防災・減災への取り組みの普及推進 ○地域防災の担い手の養成 ○子どもたちの防災教育の推進
Ⅱ いのち・健康・安全を守る	<b>プロジェクト3</b> 救命・健康・安全意識の向上	○県民による救命率の向上 ○水の事故防止のための水上安全法等の普及推進 ○講習指導体制の強化
	<b>プロジェクト4</b> 超少子高齢社会への対応	○地域で高齢者を支える活動の支援 ○地域で安心して子育てできる環境整備の支援
	<b>プロジェクト5</b> 障がい者へのサポート強化	○利用者ニーズに応じた良質なサービスの提供 ○義肢製作所の経営の安定化
Ⅲ 人の力を集める	<b>プロジェクト6</b> 赤十字ボランティアの育成強化	○地域課題の解決に向けた奉仕団活動の支援 ○奉仕団活動の活性化 ○新たな赤十字ボランティアの確保
	<b>プロジェクト7</b> 豊かな心をもった青少年の育成強化	○「気づき・考え・実行する」子どもたちの育成 ○「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」等実践活動の充実・強化 ○指導者（教職員）の資質向上と青少年赤十字の採用促進
Ⅳ 世界とつながる	<b>プロジェクト8</b> 国際活動の推進	○緊急救援・復興支援・開発協力への支援 ○国際救援・開発協力要員の養成 ○国際人道法の理解促進 ○子どもたちの「国際理解・親善」の推進
	<b>プロジェクト9</b> 赤十字への理解を広げる広報の強化	○広報紙を活用した広報の強化 ○イベントを活用した広報の強化 ○インターネットを活用した広報の強化 ○マスメディアを活用した広報の強化
Ⅴ 赤十字を知ってもらう	<b>プロジェクト10</b> 活動資金確保への取り組みの強化	○地区・分区扱いの活動資金の維持・増強 ○一般（個人）からの活動資金の増強 ○法人からの活動資金の増強 ○遺贈・相続財産寄付への取り組みの強化 ○利便性の高い新たな募集方法の検討・実施

## プロジェクト1 災害救護体制の充実・強化

## 【現状と課題】

近い将来、発生が予測される首都直下地震や千葉県東方沖地震等大規模地震に加え、気候変動の影響による大型台風や集中豪雨等自然災害への対応が懸念されている。また、災害救護の現場においては、DMA Tなど他機関との連携が求められている。

これらの災害に対応し、県民の安全・安心を守るためには、災害対応能力の向上を図る研修や訓練の充実強化や他機関との連携強化、資機材の整備、災害救援物資の備蓄など、災害救護体制の充実・強化を図る必要がある。

## 【達成目標】

- 医療救護班の災害対応能力の向上を目指す。
- 医療救護コーディネータ力の向上を目指す。
- 災害時に必要な施設や資機材の整備を計画的に行う。
- 被災者ニーズに応じた災害救援物資の見直しを行う。
- 災害ボランティアセンターの運営を強化する。
 

・(救護班対象各種研修会)	3か年で受講者数延べ240人を目指す。
・(支部職員対象災害救護研修会)	3か年で受講者数延べ135人を目指す。
・(日赤災害医療コーディネータチーム)	年1チーム養成する。
・(災害救援物資拠点倉庫)	すべての拠点倉庫の修繕を終える。
・(防災ボランティア対象支部主催研修会)	3か年で受講者数延べ690人を目指す。

## 【主な取り組み】

## 1 災害医療に必要な知識・技術の向上

## (1) 知識・技術の向上を図る研修会の開催及び参加

災害診療記録やJ-SPEEDの報告作成等、他機関との共通フォーマットの習熟を図るため、支部主催の研修会を開催するとともに、CLDMA T養成研修など他機関が実施する研修会に積極的に参加し、医療救護班の災害対応能力の向上を目指す。

## 2 防災関係機関との連携強化

## (1) 災害救護訓練への参加

自治体や第2ブロック等が主催する災害救護訓練等に積極的に参加し、消防・警察・自衛隊等防災関係機関やDMA T等医療関係団体との連携強化を図る。

## 3 医療救護コーディネータ力の向上

## (1) 支部災害対策本部運営に関する研修や訓練の実施

災害発生時に支部災害対策本部が円滑に運営できるよう、支部職員を対象とした基礎スキルを習得する研修を実施するとともに、実践的な災害対策本部運営訓練を実施する。

## (2) 日赤災害医療コーディネータチーム(CoT)の養成

日赤災害医療コーディネータ研修会の受講等を通じ、県内CoT数の増加を図る。また、支部災害医療コーディネータ検討会において、CoTの養成を行うプログラムの検討を行う。

## 4 備蓄倉庫や救護装備・資機材の整備

## (1) 災害救援物資の拠点倉庫の修繕

経年による劣化が進む救援物資の拠点倉庫を計画的に修繕する。

## (2) 救護装備の整備とライフラインの確保

安全装備、通信機器、医療機器、救護所資材、搬送機材等を計画的に整備する。  
また、支部の被災を想定し、災害対策本部運営に必要なライフラインの確保を行う。

## 【主な取り組み】

### 5 被災者ニーズに応じた災害救援物資の見直し

#### (1) 災害救援物資の見直しと品質管理の徹底

被災者ニーズに応じた救援物資となるよう、品目の見直しを行うとともに、劣化している物品は更新するなど救援物資の品質の維持管理を徹底する。

### 6 災害ボランティアセンターの運営強化

#### (1) 災害ボランティアセンターにおける衛生指導活動の強化

赤十字の防災ボランティアが、災害ボランティアセンターにおいて衛生指導が行えるようになるため、リーダー研修会等において衛生指導のポイント等を研修する。

#### (2) 支部災害ボランティアセンターの運営能力の強化

支部災害ボランティアセンターの運営能力の強化を図り、災害時、現地災害ボランティアセンターに円滑に防災ボランティアを派遣できる体制を構築する。

(注) J-SPEED : 災害医療チームの標準診療日報

CLDMAT : 災害急性期において、千葉県内に限定して活動する千葉県地域災害派遣医療チーム

日赤災害医療コーディネーターチーム (CoT) : 災害時に医療情報を一元化し、医療資源の配分や収容先医療機関の確保等の医療救護活動を統括・調整するチーム

## プロジェクト2 地域における防災対応力の向上

### 【現状と課題】

災害発生時の公的支援に限界がある中で、災害からいのちを守り、被害を最小限に留めるためには、日頃から、防災・減災への取り組みの普及や地域防災の担い手の育成、子どもたちの防災教育の推進など、地域における防災対応力を向上させることが重要である。

このため、地域における防災セミナーの開催や地域防災の担い手の養成、防災教育プログラムの普及推進などに取り組むことが必要である。

### 【達成目標】

- 防災・減災への取り組みの普及を推進する。
- 地域防災の担い手を養成する。
- 子どもたちの防災教育を推進する。

- |                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| ・ (赤十字防災セミナー)        | 年6回開催する。                 |
| ・ (地域奉仕団主催の防災・減災研修等) | すべての奉仕団で実施する。            |
| ・ (赤十字防災セミナー指導者の養成)  | 隔年で20人養成する。              |
| ・ (防災教育プログラムの普及)     | すべての青少年赤十字採用校で実施する。      |
| ・ (幼児の防災教育)          | 3年後までに幼稚園・保育園等30か所で実施する。 |

### 【主な取り組み】

#### 1 防災・減災の普及推進

##### (1) 「赤十字防災セミナー」や「一日赤十字」等における防災・減災の普及

防災ボランティアや赤十字地域奉仕団が、赤十字防災セミナーや一日赤十字等を開催し、地域住民に対し防災・減災の知識や技術の普及を行う。

#### 2 地域防災の担い手の養成

##### (1) 「赤十字防災セミナー」指導者の養成

赤十字防災セミナーへの受講機会を増やす。赤十字ボランティア及び職員を対象に、赤十字防災セミナーの指導者を養成する研修会を開催する。

#### 3 子どもたちの防災教育の推進 (再掲)

##### (1) 「まもるいのち ひろめるぼうさい」の活用

防災教育プログラム「まもるいのち ひろめるぼうさい」を活用し、子どもたちを対象とした防災教育を学校等において推進する。

##### (2) 「ぼうさいかみしばい きけんはっけん」の活用

全ての赤十字奉仕団に配布した防災紙芝居を活用し、幼児を対象とした防災教育を推進する。

## プロジェクト3 救命・健康・安全意識の向上

## 【現状と課題】

赤十字の使命である「人間のいのちと健康、尊厳を守る」ために、救急法等の講習を通じて、救命・健康・安全意識に関する知識・技術の普及活動を行っている。

なかでも、救急法講習は全国トップレベルの実績を誇り、千葉県が平成29年4月に施行した「AEDの使用促進条例」に基づき、「県民による救命率の向上」を目指して、引き続き救急法の普及に取り組んでいく必要がある。

また、千葉県は周囲を海に囲まれ、水難事故の発生件数が全国上位であることから、水の事故を防止するために、プール等の監視員を対象とした水上安全法の普及や、子どもたちを対象とした着衣泳法の普及を推進する。

さらに、日々進化する救急法等の知識・技術に対応するため、指導員のスキルアップ研修や新たな講習資機材の整備を行う。

## 【達成目標】

- 県民による救命率の向上を目指す。
- 水の事故を防止するため、水上安全法や着衣泳法の普及を推進する。
- 講習指導体制を強化する。

- ・(救急法講習会の開催) 3年後に1,200回、受講者数48,000人を目指す。
- ・(水上安全法講習会の開催) 3年後に70回、受講者数2,000人を目指す。
- ・(指導体制の強化) 3年後までに指導員100人の養成を目指す。

## 【主な取り組み】

## 1 県民による救命率の向上

## (1) 一次救命処置等救急法の普及

自治会・町内会や企業での研修、学校での児童・生徒への安全教育において救急法講習会を開催し、救急法の知識と技術の普及を行う。

## (2) 健康・安全思想の普及

各種イベントに参加して救急法を学ぶ体験コーナーを展開し、健康・安全思想の普及を行う。

## 2 水の事故防止のための水上安全法等の普及推進

## (1) プール監視員等を対象とした水上安全法の普及

水の事故を防止するために、公共プール等の安全管理を所管する自治体と連携し、監視員を対象とした水上安全法の講習会を開催する。

## (2) 子どもたちを対象とした着衣泳教室の開催

子どもたちの命を水の事故から守るために、着衣泳教室やジュニア・ライフセービング教室を開催する。

## 3 講習指導体制の強化

## (1) 指導員のスキルアップ研修の実施・指導員の養成

ILCOR（国際蘇生連絡委員会）から発表される「心肺蘇生に関するガイドライン」や、ターニケット（止血帯）による止血法の導入など、日々進化する救急法等の知識・技術を習得するため、講習指導員のスキルアップを図る研修を実施する。また、継続的な講習普及のため、指導員の養成を行う。

## (2) 講習資機材の整備

ターニケット（止血帯）等の導入など、新たな講習資機材を整備する。

(注)・「心肺蘇生に関するガイドライン」：ILCOR（国際蘇生連絡委員会）が5年ごとに発表。直近は2015年。

・ターニケット：出血を抑えるために四肢に使用する専用の医療機器。テロ等の大量出血時に有効な止血方法であるが、使用には正しい知識と技術の習得が必要となる。



## プロジェクト4 超少子高齢社会への対応

### 【現状と課題】

少子高齢化の急速な進展に伴い、独居高齢者や認知症患者、要介護者を要する家庭の増加や、子育て家庭の孤立化などが地域の課題となっている。

このため、健康生活支援講習や幼児安全法講習を通じて、介護や認知症、子供の事故防止等に関する知識や技術を普及させることにより、一人でも多くの人が、地域において高齢者や子育て家庭の支援を行えるようにすることが必要である。

また、赤十字地域奉仕団は、地域の実情に応じて、高齢者宅の訪問や子育て家庭の支援等の活動を行うことも必要である。

### 【達成目標】

- 地域で高齢者を支える活動を支援するため、健康生活支援講習を普及する。
- 地域で安心して子育てできる環境整備を支援するため、幼児安全法を普及する。

- ・(地域で支える認知症講習) 3年後までに年60回、受講者数1,800人を目指す。
- ・(幼稚園・保育園における幼児安全法の普及) 3年後までに年100回、受講者数2,400人を目指す。
- ・(子育て中の保護者が受講しやすい幼児安全法の普及) 3年後までに年100回、受講者数2,400人を目指す。

### 【主な取り組み】

#### 1 「地域で支える認知症講習会」等の健康生活支援講習の開催

健康生活支援講習の一環として、介護や認知症に関する知識や技術が学べる講習会を開催し、要介護者や認知症患者を抱える家族等の支援を行う。

#### 2 幼稚園・保育園における幼児安全法の普及

幼児の保護者だけでなく、幼児の身近にいる保育士や幼稚園教諭にも幼児安全法を普及するために、行政等が主催する保育士等の研修会において、幼児安全法の講習を行う。

#### 3 子育て中の保護者が受講しやすい幼児安全法の普及

子育て中の保護者が受講しやすいよう、託児付きのパパママ講習等を開催する。

#### 4 地域の赤十字奉仕団による支援（ふれあいサポート事業）（再掲）

地域の課題解決に新たに取り組む指定した赤十字奉仕団(2地区)に対し、2年間助成を行う「ふれあいサポート事業」を活用して、地域における高齢者支援や子育て支援を行う。

## プロジェクト5 障がい者へのサポート強化

### 【現状と課題】

身体に障がいがある人の日常生活での不便を軽減し、自立生活を支えるため、日本赤十字社唯一の義肢製作所において、事故や病気により手足を失った人の義肢・装具の製作・修理を行っている。

今後とも、利用者の生活環境に適した義肢・装具の提供や納期の迅速化など、利用者へ良質なサービスを提供するとともに、新規利用者の確保に努め、義肢製作所の安定的な経営を目指すことが必要である。

### 【達成目標】

- 利用者ニーズに応じた良質なサービスを提供する。
- 義肢製作所の経営の安定化を目指す。

- ・(新規利用者の確保) 3年後に利用者数5%増加を目指す。

### 【主な取り組み】

#### 1 利用者ニーズに応じた良質なサービスの提供

##### (1) 利用者の生活環境に適した義肢・装具の提供

義肢の軽量化や身体状況に合わせる等、利用者のニーズに応じた義肢・装具を提供する。

#### 2 義肢製作所の経営の安定化

##### (1) 新規利用者の確保

他業者製作の義肢・装具の修理の引き受けや、補装具費支給制度の情報提供等を行うことで、新規利用者の確保に努め、義肢製作所の安定的な経営を目指す。

## プロジェクト6 赤十字ボランティアの育成強化

## 【現状と課題】

赤十字奉仕団は、赤十字の人道的活動の担い手として、地域のネットワークや専門性を活かして、災害に強い地域社会や住民が健康で安全に暮らせる地域社会を目指して様々な奉仕活動を行っている。

近年、少子高齢化の進展に伴い、独居高齢者や介護家庭の増加、子育て家庭の孤立化など様々な地域課題が生じており、地域の実情に精通した赤十字奉仕団には課題解決への取り組みが期待されている。

一方、奉仕団員の高齢化に伴う団員の減少や新規団員の確保、奉仕団活動の活性化が課題となっている。

このため、赤十字奉仕団の地域課題解決への取り組みを支援するとともに、魅力ある活動の場の創出や、新たにボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりに取り組むことが必要である。

## 【達成目標】

- 地域課題の解決に向けた奉仕団活動を支援する。
- 奉仕団活動の活性化を図る。
- 新たな赤十字ボランティアを確保する。
  - ・(ふれあいサポート事業) 3年後までに4地域奉仕団が実施する。
  - ・(ちょいボラ) 3年後までにすべての奉仕団で実施する。
  - ・(防災紙芝居) 3年後までにすべての奉仕団で実施する。

## 【主な取り組み】

## 1 より良い地域社会を目指す奉仕活動の推進

赤十字の人道的活動の担い手として、より良い地域社会を目指して様々な奉仕活動を行う。

## (1) 災害に強い地域社会を目指す活動の推進

防災訓練への参加、防災・減災の普及活動 等

## (2) 健康・安全に暮らせる地域社会を目指す活動の推進

救急法の普及、高齢者や子育て世代の支援、献血の推進 等

## 2 地域課題の解決に向けた奉仕団活動の支援（ふれあいサポート事業）（再掲）

地域課題を解決するため、新たな活動を行う地域奉仕団を指定して助成を行う「ふれあいサポート事業」を令和元年度に創設したが、この制度を活用して奉仕団の地域課題解決への取り組みを支援する。

## 【ふれあいサポート事業の概要】

(指定奉仕団) 2 奉仕団 (指定期間) 2 年間 (助成額) 1 団体 単年度 100,000 円を限度  
(助成対象となるモデル活動) 高齢者支援、児童の健全育成、障がい者支援、防災・減災活動 等

## 3 奉仕団活動の活性化

## (1) 魅力ある奉仕活動の場の創出

上記「ふれあいサポート事業」による新たな取り組みや、幼児を対象とした防災紙芝居の普及活動など魅力ある奉仕活動の場を創出し、奉仕団活動の活性化や団員の意欲向上を図る。

## 4 新たな赤十字ボランティアの確保

## (1) ボランティア体験イベント「ちょいボラ」の開催

各奉仕団や支部において、一般県民を対象としたボランティア体験イベント「ちょいボラ」を開催し、体験を通じて奉仕団活動への理解や参加を促進する。

## (2) 広報活動の充実強化

奉仕団活動を知ってもらうため、支部ホームページの紹介コーナーや各奉仕団広報紙の活用について見直しを行う。また、奉仕団行事の開催場所についても、商業施設等人が集まる場所で開催するなどの工夫を働きかける。

## プロジェクト7 豊かな心をもった青少年の育成強化

### 【現状と課題】

青少年赤十字（JRC）は、豊かな心をもった青少年を育成するため、「気づき、考え、実行する」態度目標に基づき、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」の3つの実践目標を掲げて、学校教育の場で活動している。

現在、学校教育では、子どもたちの「生きる力」の育成に取り組んでおり、これは青少年赤十字がこれまで実践してきた活動と相通じるものがある。

また、将来起こりうる自然災害に備えて、子どもたちが自らの命を自ら守れるようにするためには、「子どもたちの防災教育」の普及も重要である。

一方、採用校の減少や教職員の多忙化が進む中、学校関係者への青少年赤十字活動の理解促進や、新たな指導者の確保、資質の向上、採用校の加盟推進等が課題となっている。

### 【達成目標】

- 「気づき・考え・実行する」子どもたちの育成を強化する。
  - 「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」等の実践活動を充実・強化する。
  - 指導者（教職員）の確保と資質の向上と青少年赤十字の採用促進を図る。
- ・（地区トレーニングセンター） 3年後までに全地区での開催を目指す。
  - ・（県スタディセンター） 3年後までに各校種30名の参加と各地区1名以上の参加を目指す。
  - ・（地域の実践活動の強化） 3年後までに10校との協働活動を目指す。
  - ・（青年奉仕団との連携） 青年奉仕団の活動・研修会へ5校以上の参加を目指す。
  - ・（教職員対象研修会の開催） 毎年7回実施し、250人以上の参加を目指す。
  - ・（青少年赤十字採用率の向上） 3年後までに県内の採用率18%を目指す。

### 【主な取り組み】

#### 1 「気づき・考え・実行する」子どもたちの育成

##### （1）JRCメンバーのリーダーシップの育成

子どもたちが宿泊をしながらリーダーシップの取り方などを学ぶ「リーダーシップ・トレーニングセンター」を全地区（16地区）で開催するとともに、全県下を対象とした「スタディー・センター」を1回開催する。

##### （2）子どもたちの防災教育の普及推進（再掲）

子どもたちが、自然災害から自らの命を自ら守れるようにするため、防災教育プログラム「まもるいのち ひろめるぼうさい」を活用した防災教育を、各学校に働きかけ推進する。

##### （3）教育現場のニーズに即したプログラムの提案

青少年赤十字が培った強みやノウハウを活かして、子どもたちの「生きる力」の育成等教育現場のニーズに即したプログラムを提案する。

#### 2 「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」等実践活動の充実・強化

##### （1）地域における実践活動の充実・強化

地域において、青少年赤十字と赤十字奉仕団とが連携し、救急法等講習会や奉仕活動、募金活動等の実践活動を行うことで、青少年赤十字への理解促進を図る。

##### （2）子どもたちの「国際理解・親善」の推進（再掲）

海外の赤十字社にJRCメンバーを派遣し、海外メンバーと交流することで、子どもたちの国際理解・親善を推進する。また、令和2年度及び4年度は海外メンバーの受け入れを行う。

##### （3）青年赤十字奉仕団との連携強化

青少年赤十字と青年赤十字奉仕団が連携して赤十字活動を行うことで、若年層に対する赤十字活動の理解促進と普及を図る。

#### 3 指導者（教職員）の資質向上と青少年赤十字の採用促進

##### （1）教職員を対象とした階層別研修会の開催

従来の研修会を見直し、指導者の段階に応じた階層別研修会を開催し、指導にあたる教職員の資質の向上を図る。

##### （2）青少年赤十字の採用促進

県や市の教育委員会と連携し、未採用校教職員への研修等を通じて、青少年赤十字の認知度の向上を図るとともに、加盟推進委員を中心に未採用校へ働きかけ、青少年赤十字への採用促進を図る。

## プロジェクト 8 国際活動の推進

## 【現状と課題】

赤十字では、世界各地で発生する自然災害の被災者や紛争の被害者に対し、緊急救援から復興支援、開発協力支援に至るまで、切れ目のない継続的な支援活動を行っており、活動の財源となる海外救援金の募集や国際救援・開発協力要員の養成を行っている。

支部では、これらの国際活動に対し、資金援助のみならず人的支援を行うとともに、国際救援・開発協力要員の養成を行っていく必要がある。

また、紛争時に、難民や捕虜、傷病者等のいのちと尊厳が守られるためには、国際人道法への理解や普及を進めることが必要である。

さらに、青少年赤十字メンバーを海外赤十字社に派遣することで、子どもたちの国際理解や親善を推進することも必要である。

## 【達成目標】

- 緊急救援・復興支援・開発協力への支援を推進する。
- 国際救援・開発協力要員を養成する。
- 国際人道法の理解促進
- 子どもたちの国際理解や親善を推進する。

- |                 |  |
|-----------------|--|
| ・(資金援助)         | 海外の救急法普及・青少年赤十字・紛争犠牲者の支援をする。                           |
| ・(人的支援)         | 年1名職員またはボランティアを海外に派遣する。                                |
| ・(国際救援・開発要員の養成) | 3か年で各種研修に職員を延べ3人派遣する。                                  |
| ・(国際人道法の理解促進)   | 国際人道法の研修会を年1回開催する。                                     |
| ・(JRCメンバーの国際交流) | JRCメンバーを毎年1回、海外赤十字社に派遣する。<br>隔年に1回、海外のJRCメンバーの受け入れを行う。 |

## 【主な取り組み】

## 1 緊急救援・復興支援・開発協力への支援

## (1) 資金援助や人的支援の実施

支部事業と関連した開発協力事業等へ資金援助を行うとともに、開発協力要員として職員を派遣する人的支援を行う。

(支援事業) 救急法普及支援事業・青少年赤十字支援事業・紛争犠牲者支援事業

## (2) 海外救援金の募集

「海外たすけあいキャンペーン」をNHK等と共同で実施するなど、国際活動の財源となる海外救援金の募集を行う。

## 2 国際救援・開発協力要員の養成

国際救援・開発協力要員を養成するため、要員候補者を各種研修会に参加させる。

## 3 国際人道法の理解促進

国際人道法への理解を促進するため、一般県民や赤十字ボランティア、職員を対象とした研修会を開催する。

## 4 子どもたちの「国際理解・親善」の推進(再掲)

JRCメンバーを海外赤十字社に派遣し、海外メンバーと交流することで、子どもたちの国際交流を推進する。

(注) 国際人道法：傷病者や捕虜、武器を持たない一般市民の人道的な取り扱いを定めた国際法のことで、「1949年のジュネーブ四条約」、「1977年の二つの追加議定書」「2005年の第3追加議定書」を中心とした、様々な条約と慣習法の総称である。

## プロジェクト9 赤十字への理解を広げる広報の強化

## 【現状と課題】

赤十字活動への協力者やボランティア活動への参加者を増やすためには、赤十字活動を知ってもらい、赤十字に共感する人を増やすことが重要である。

このため、広報紙（赤十字NOW）の発行やイベントへの参加などの広報を行うとともに、インターネット（ホームページ、SNS）の活用やマスメディアを活用した広報の充実・強化を図ることが必要である。

## 【達成目標】

- 広報紙を活用した広報を強化する。
  - イベントを活用した広報を強化する。
  - インターネットを活用した広報を強化する。
  - マスメディアを活用した広報を強化する。
- ・（赤十字活動への理解・共感度の向上） 広報紙読者に対するアンケートの実施。  
（理解・共感率80%を目指す）
  - ・（イベントの実施や参加） 来場者に対するアンケートの実施。  
（理解・共感率80%を目指す）
  - ・（ホームページの閲覧数の増加） 月間19,000PV → 22,000PVを目指す。
  - ・（Facebookファン数の増加） 212いいね → 500いいねの達成を目指す。
  - ・（マスメディアへの露出の増加） 3年後までに15回以上を目指す。

## 【主な取り組み】

## 1 広報紙を活用した広報の強化

年4回発行している広報紙「赤十字NOW」については、赤十字関係者だけでなく一般県民にも読んでいただくなど配布先を検討し、読者層の拡大を図る。

また、赤十字活動への理解度や共感度の向上を図るため、読者に対するアンケート調査を実施する。

## 2 イベントを活用した広報の強化

「赤十字運動月間」中にキャンペーンイベントを実施するとともに、自治体や他団体が開催するイベントにも積極的に参加し、赤十字活動の広報を行う。

また、赤十字活動への理解度や共感度の向上を図るため、来場者に対するアンケート調査を実施する。

- ・「幕張メッセどきどきフリーマーケット」や「県民の日ちばわくわくフェスタ」への出展
- ・赤十字のお仕事体験「Kids Cross」や「献血女子会クッキング」の開催

## 3 インターネットを活用した広報の強化

## (1) ホームページの利便性の向上と情報発信の強化

ホームページの構成等の見直しやスマートフォン表示対応を行い、利用者の利便性の向上を図り、閲覧数の増加を目指す。

## (2) SNSによる情報発信の強化

Facebookによる情報発信を増やす等SNSを活用した広報を強化し、若年層を含む幅広い世代に赤十字活動への理解や共感を働きかける。

## 4 マスメディアを活用した広報の強化

新聞やテレビ等の地元メディアとより密接な関係を構築し、パブリシティの獲得やメディアへの露出機会の増加を図る。

## プロジェクト10 活動資金確保への取り組みの強化

### 【現状と課題】

赤十字会員の増強と活動資金の確保は、赤十字活動の基盤となるものであるが、近年、地区・分区扱いの活動資金は、人口減少や自治会未加入世帯の増加等により減少傾向にあり、環境の変化に応じた多様な活動資金確保への取り組みが求められている。

このため、引き続き、地区・分区扱いの活動資金の維持・増強に努めるとともに、法人寄付や遺贈・相続財産寄付、口座振替等による取り組みをさらに強化する必要がある。

さらに、クレジットカードやスマートフォン、コンビニエンスストアでの受付による寄付など、利便性の高い新たな活動資金確保への取り組みも強化する必要がある。

### 【達成目標】

- 地区・分区扱いの活動資金の維持・増強を目指す。
  - 一般（個人）からの活動資金の増強を目指す。
  - 法人からの活動資金の増強を目指す。
  - 遺贈・相続財産寄付への取り組みを強化する。
  - クレジットカードやコンビニエンスストアでの受付による寄付など、利便性の高い新たな募集方法の検討を行い、実施する。
- |                    |                                 |
|--------------------|---------------------------------|
| ・（自治会等未加入世帯への対応）   | ポスティング型フリーペーパーを170万世帯に配布する。     |
| ・（協力者への働きかけの強化）    | 寄付依頼対象を拡大し、ダイレクトメールを年間11万通送付する。 |
| ・（法人からの活動資金の増強）    | ダイレクトメールによる目標応諾率3%を目指す。         |
| ・（遺贈・相続財産寄付への取り組み） | 終活セミナーの開催や県内地方銀行3行との協定締結を行う。    |
| ・（クレジットカードによる寄付）   | クレジットカード会員1万4千人に新規に協力を依頼する。     |

### 【主な取り組み】

#### 1 地区・分区扱いの活動資金の維持・増強

##### （1）自治会・町内会、地域防災組織等への働きかけの強化

自治会・町内会や地域防災組織等に支部職員を派遣し、赤十字活動の内容や活動資金の使途等の説明を行い、赤十字活動への理解促進と協力者の拡大を図る。

##### （2）自治会未加入世帯に対する対応強化

支部と地区・分区が連携し、赤十字活動の広告を掲載したポスティング型フリーペーパーを自治会未加入世帯が多い地域に配布するなど、地域の実情に応じた広報を行う。

#### 2 一般（個人）からの活動資金の増強

##### （1）協力者への働きかけの強化

寄付に関する税制上の優遇措置や表彰制度の情報提供、赤十字有功会への加入勧奨など、協力者への働きかけを強化する。

#### 3 法人からの活動資金の増強

##### （1）ダイレクトメールや訪問の強化

協力法人や周年行事を迎える法人等に対し、ダイレクトメールの送付や定期的な訪問、情報提供を行い、継続的な活動資金への協力依頼を行う。

##### （2）企業とのパートナーシップの構築

企業のCSR（社会貢献）活動との連携を図るため、赤十字支援マークの使用や寄付金付き自動販売機の設置、チャリティーボックスの設置等赤十字の社会貢献メニューを提案する。

#### 4 遺贈・相続財産寄付への取り組みの強化

遺贈等リーフレットの配布や終活セミナーの開催により、遺贈・相続財産寄付による社会貢献活動への理解を深めてもらうとともに、赤十字への寄付を周知する。

#### 5 利便性の高い新たな募集方法の実施・検討

##### （1）クレジットカードを通じた協力依頼の実施

新たな協力者を確保するため、クレジットカード会社を通じた寄付の協力依頼を行う。

##### （2）スマートフォンやコンビニエンスストアでの受付による寄付の検討

寄付への利便性を高め、若年層の協力者を確保するため、スマートフォンやコンビニエンスストアを活用した寄付募集方法を検討する。

# オリンピック・パラリンピックへの 対応

2020年（令和2年）7月から9月にかけて開催される「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」については、競技大会の観客席やラストマイル、聖火リレー、ライブサイトイベントにおいて医療救護活動を行います。

また、熱中症予防対策として設置されるクールスポットでの活動も行います。

## 1 観客席における医療救護

- 1 期日 令和2年7月25日（土）～8月2日（日）オリンピック期間中
- 2 場所 フェンシング会場（幕張メッセBホール）
- 3 スタッフ 成田赤十字病院・千葉県赤十字血液センターの医師・看護師  
（期間中 医師：延36名、看護師：延72名）



フェンシング

## 2 ラストマイルにおける臨時救護・クールスポット

- 1 幕張メッセ会場 ※ラストマイル 競技会場周辺の駅から競技会場入口までの観客が歩行するルート  
※クールスポット 休憩や給水ができる場

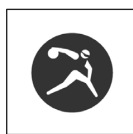
- (1) 期日 令和2年7月25日（土）～8月8日（土）オリンピック期間中  
令和2年8月26日（水）～9月6日（日）パラリンピック期間中
- (2) 場所 幕張メッセ周辺に臨時救護所を設置



テコンドー



レスリング



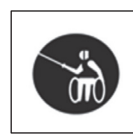
ゴールボール



シッティングバレーボール



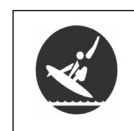
テコンドー



車いすフェンシング

- 2 釣ヶ崎海岸サーフィン会場

- (1) 期日 令和2年7月26日（日）～8月2日（日）
- (2) 場所 会場入口脇スペースに臨時救護所を設置



サーフィン

## 3 聖火リレーにおける臨時救護・クールスポット

- 1 オリンピックの聖火リレー

- (1) 期日・場所
  - 1日目 令和2年7月2日（木） 南房総市・一宮町・山武市に 臨時救護所を設置
  - 2日目 令和2年7月3日（金） 幕張メッセ駐車場（千葉市）に //
  - 3日目 令和2年7月4日（土） 松戸中央公園（松戸市）に //

- 2 パラリンピックの聖火リレー

- (1) 期日・場所  
令和2年8月19日（水）市原スポレクパーク及び千葉ポートパークに臨時救護所を設置

## 4 ライブサイトイベントにおける臨時救護・クールスポット

- 1 オリンピックのライブサイトイベント ※ライブサイト 競技会場外で競技の生中継等が楽しめる場  
期日 令和2年8月1日（土）～8月2日（日）
- 2 パラリンピックのライブサイトイベント  
期日 令和2年8月29日（土）～8月30日（日）
- 3 会場 上記1・2ともに、県立幕張海浜公園に臨時救護所を設置

上記2～4の臨時救護スタッフ 看護師資格の有資格者・救急法指導員等

## 計画の進行管理と評価について

本中期事業計画（令和2年度～4年度）を実現性の高い計画とするため、PDCA（計画→実施→評価→改善）サイクルに基づき、適切な進行管理を行います。

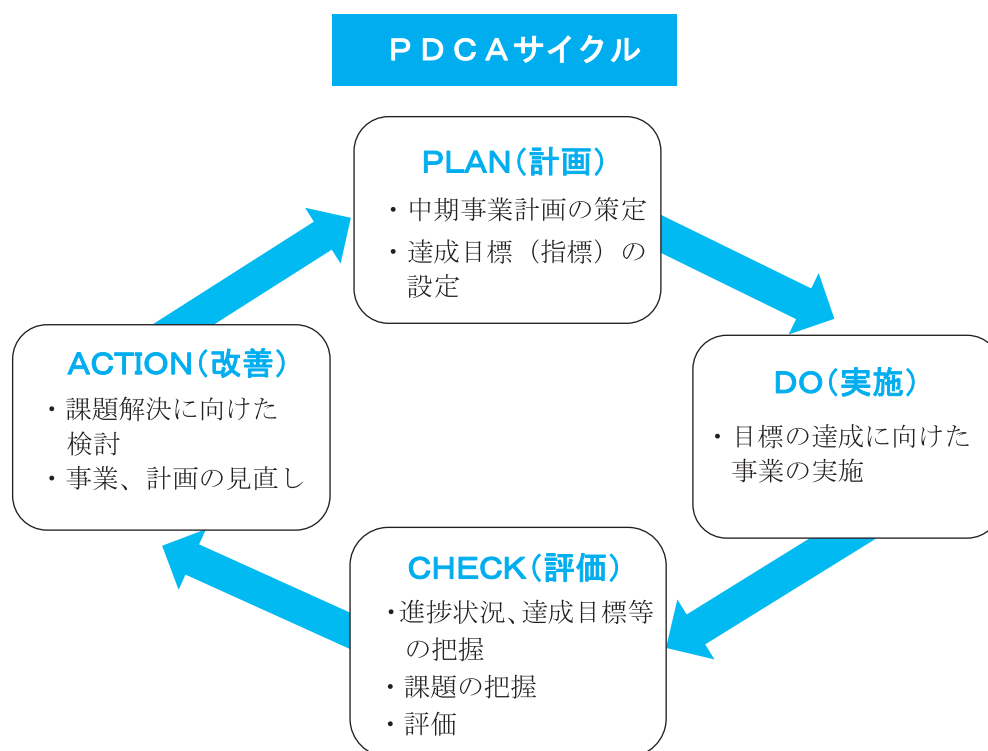
また、計画期間（3年間）が終了した後は、3年間の実績について総合的評価を行い、翌年度の評議員会に評価結果を提出するとともに、支部ホームページで公表するなど、適切で透明性の高い進行管理を行います。

### 1 各年度の実施事業についての評価

- 毎年度2回（中間・年度末）、事業の担当課において事業の進捗状況を把握し、自己評価を行います。
- 事業の担当課は、事業の進捗状況や総合的評価（プロジェクト別）、課題、改善事項等について、支部内に設置した「評価委員会」に報告します。
- 上記プロセスの中で指摘された課題や改善事項は、翌年度の事業や予算に反映させます。

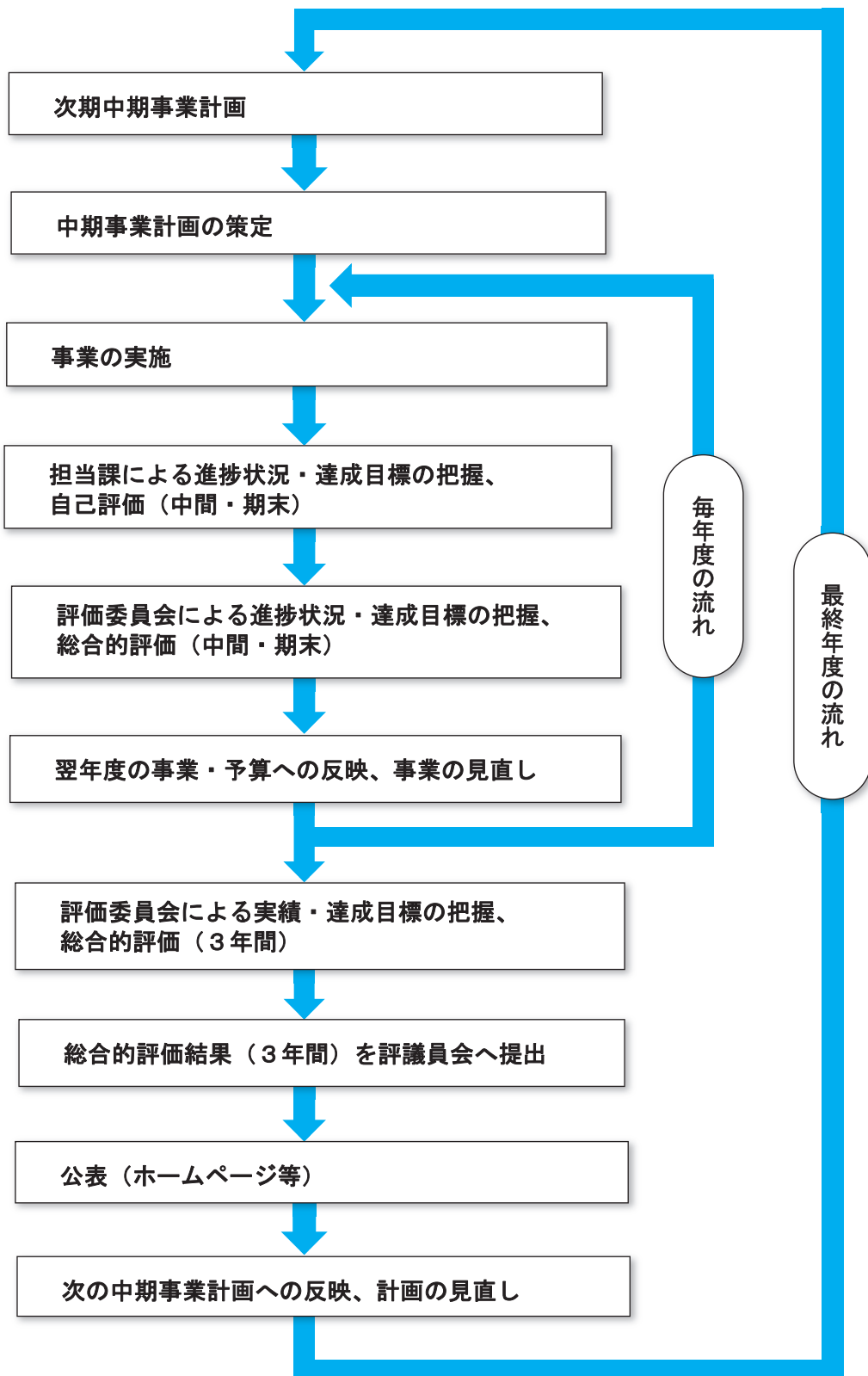
### 2 計画期間（3年間）の実績についての評価

- 事業の担当課において、3年間の事業実績や達成目標を把握し、総合的評価（プロジェクト別）や課題の把握等を行い、「評価委員会」に報告します。
- 「評価委員会」は、中期事業計画の総合的評価や課題等を取りまとめた評価結果を評議員会に提出し、評議員会の承認を得て最終決定します。
- 上記評価結果で指摘された課題や改善事項等は、次期中期事業計画（令和5年度～7年度）に反映させます。





## 進行管理と評価の仕組み



日本赤十字社千葉県支部  
中期事業計画  
(令和2年度～令和4年度)

---

令和2年2月発行

日本赤十字社千葉県支部  
〒260-8509  
千葉市中央区千葉港5番7号  
043-241-7531 (代表)

---

■ ホームページ

<https://www.chiba.jrc.or.jp/>



■ Facebook

<https://www.facebook.com/chibajrc/>

